

○厚生労働大臣が定める児童等（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員</p> <p>強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p> <p>一の二 通所給付費等単位数表第1の9の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援</p> <p>次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合</p> <p>イ～ニ（略）</p> <p>二 通所給付費等単位数表第1の13の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（I）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下</p>	<p>（新設）</p> <p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の9の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援</p> <p>次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合</p> <p>イ～ニ（略）</p> <p>二 通所給付費等単位数表第1の13の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（I）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を</p>

同じ。)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) (略)

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

(4) (略)

(5) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(三) 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

(四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(8) 平成二十七年四月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)

策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

(2) (略)

(3) 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

(4) (略)

(5) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。  
a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件のいずれにも適合すること。  
a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(8) 平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イの(1)から(6)までに掲げる基

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(1)から(6)までに掲げる基準に適合すること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(3) 平成二十年十月からイの(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、ロの(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

三〇十二 (略)

十二の二 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）

準のいずれにも適合し、かつ、イの(7)又は(8)に掲げる基準のいずれかに適合すること。

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

準のいずれにも適合すること。

(新設)

三〇十二 (略)

(新設)

第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注5の2及び注7の厚生労働大臣が定める基準

従業者であつて強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものが支援を行うこと。

十三 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

（略）

十四～十六 （略）

十六の二 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所施設給付費の注4の2の厚生労働大臣が定める基準

第十二号の二の規定を準用する。

十七・十八 （略）

十三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

（略）

十四～十六 （略）

（新設）

十七・十八 （略）